

**一般社団法人三乗堂**  
**寄付金取扱規程**

令和5年10月12日

**第1章 総則**

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人三乗堂（以下、「当法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 当法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

寄付金 個人または団体からの使途が特定されないで受領する寄付金

(寄付金の募集等)

第3条 当法人は常時、寄付金を募るものとする。

(寄付の条件)

第4条 当法人は次の条件を付した寄付金は受け入れることができない。

- (1) 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または利宣を供与すること
- (2) 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すこと
- (3) 寄付金の使用について、寄付者が会計監査を行うこと
- (4) 寄付金を受け入れることにより当法人に財政負担を伴わせること
- (5) その他、当法人の運営上支障があると代表理事が認めた場合

(寄付の手続き)

第5条 当法人に寄付する場合は書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄付の申し込みを行う。

2 当法人は、前項により寄付金の申し込みを受領した際は第5条の基準に該当しないことを確認し、寄付金の受け入れを行う。

3 寄付金の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知するとともに、振込の依頼に関する書面を送付する。

(領収書等の送付)

第6条 寄付金を受領した際は、遅滞なく礼状や領収書を寄付者に送付するものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

## 第2章 寄付の不当な勧誘の防止

### 第1節 配慮義務

第8条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。

二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。

三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

### 第2節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第9条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。

三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人を

その場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。

四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。

五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

#### (借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第10条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地

二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であって、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

### 第3章 雑則

(補足)

第11条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し、必要な事項がある場合は代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(制定及び改廃)

第12条 この規定の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規定は、令和5年10月12日から施行する。